

飛騨農業共済事務組合  
管理者 國島 芳明 様

**記入例**

平成28年産 畑作物(大豆)共済加入申込書

定款及び共済規程(条例)を承知した上、畑作物共済について下記より加入申込をいたします。  
加入にあたり、加入申込書の記載事項は事実と相違ない事、申込ができる農作物のすべてであること、及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものでないことを確約します。  
また、畑作物共済の共済掛金については、期日までに私の預金口座から振替えることを承諾します。

申込年月日 \_\_\_\_\_  
申込者住所 \_\_\_\_\_  
氏名 **共済太郎** **共済**

2枚目以降の申込書にも  
忘れず押印願います。  
(法人の場合は法人印)

畑作物共済の共済目的の種類等		耕地番号	地名地番	一筆面積	田・畑の別	品 種 名	栽培面積 ①	農家申告 単位当たり収 穫量	単位当たり 基準収穫量 ②	基準収穫量 ③ = ① × ②	出荷仕向先別出荷割合			自家用・贈答 用数量	摘 要	
共済目的の種類	品種、栽培方法等に応ずる区分										仕向先名	仕向先名	仕向先名			
大豆	白大豆	1	スキ`サキ ナガ`セ 1300	4.2	田	フクユタカ <del>タチナガハ</del>	4.2				JAひだ			30	自家種子用	
		2	スキ`サキ ナガ`セ 1302	10.5	田	タチナガハ	10.5				JAひだ					
		3	フクヨリ 225	22.6	田	タチナガハ	22.6					JAひだ				
		4	<del>フクヨリ 230</del>	<del>15.8</del>	田	<del>タチナガハ</del>	<del>15.8</del>									黒大豆を作付
		5	<del>クロウチ マルヤマ 1800</del>	<del>8.9</del>	田	<del>フクユタカ</del>	<del>8.9</del>									そばに変更

自家用分がありましたら  
予定量を記入してください。

金額を選択されてない時は、最高補償  
金額にさせていただきます。畑作物の直  
接支払交付金(数量払い)の交付申請を  
しない方は、「上記以外の生産者の金額」  
を選択してください。

※ 種子用にするために栽培している場合は、摘要欄に「種子用大豆」と記入してください。

単位当たり共済金額の選択

(下記より選択される金額に○を記入してください。)

単位: 10kg当たり

加入を希望される方式  
いずれかに“○”を記入  
してください。  
(全圃場とも同一方式)

一筆方式 (7割補償)	全相殺方式 (9割補償)	半相殺方式 (8割補償)
○		

交付農業者の金額	3,410円	3,070円	2,730円	2,390円	2,050円	1,220円	1,100円	980円	850円	730円
種子用の金額	3,400円	3,060円	2,720円	2,380円	2,040円					
上記以外の生産者の金額	1,220円	1,100円	980円	850円	730円					

1. 加入申込書は、水稻細目書をもとに作成していますが、訂正箇所がありましたらボールペンで訂正してください。  
また、記載のない耕地があれば空欄にボールペンで追記してください。
2. 単位当たり共済金額の選択をしてください。畑作物の直接支払交付金(数量払い)の交付申請をしてみえる方は、交付農業者の欄より選択してください。
3. 種子用に栽培・出荷契約されてみえる方は、種子用の金額も選択してください。(自家用種子の栽培は含みません)
4. 大豆の品種を記入してください。(黒大豆は引受できません)
5. 出荷先について記入してください。

**お問合せ先**  
飛騨農業共済事務組合 事業課 農産グループ  
電話 0577-35-0310

## 平成28年産 畑作物共済（大豆）基準単収の設定方法

1. 出荷実績が5カ年以上ある場合 → 直近5カ年の出荷実績から算定された各年の単位（10a）当たり  
収穫量の内、最高及び最低を除く3カ年の平均により算出
2. 出荷実績が4カ年の場合 → 4カ年の平均
3. 出荷実績が3カ年の場合 → 3カ年の平均
4. 出荷実績が2カ年の場合 → 3カ年に満たない1カ年を市町村統計単収で補完した3カ年の平均
5. 出荷実績が1カ年の場合 → 3カ年に満たない2カ年を市町村統計単収で補完した3カ年の平均
6. 出荷実績がない場合 → 直近5カ年の市町村統計平均単収の内、最高及び最低を除く3カ年の平均

## 畑作物共済（大豆）の仕組み

引受方式	補償割合	対象となる被害	共済責任期間	加入資格	共済金の対象	損害評価
全相殺方式	90%	風水害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因による災害と火災、病虫害、鳥獣害等による減収	発芽期から収穫するまで	大豆を10a以上栽培し、過去5年間において、収穫した大豆に関する資料が得られるJA等に出荷し、今後もほぼJA等に出荷する農家	農家ごとに基準収穫量の <b>1割</b> を超える被害	被害申告のあった農家の全ての耕地を見回り調査後、JA等への出荷数量による調査
半相殺方式	80%	風水害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因による災害と火災、病虫害、鳥獣害等による減収	発芽期から収穫するまで	大豆を10a以上栽培する農家	耕地ごとの減収量合計が基準収穫量の <b>2割</b> を超える被害	被害申告のあった耕地 <b>一筆ごと</b> に検見及び実測調査
一筆方式	70%	風水害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因による災害と火災、病虫害、鳥獣害等による減収	発芽期から収穫するまで	大豆を10a以上栽培する農家	耕地ごとに基準収穫量の <b>3割</b> を超える被害	被害申告のあった耕地 <b>一筆ごと</b> に検見及び実測調査